

菊池小学校いじめ防止基本方針

1 菊池小学校いじめ防止基本方針の意義

いじめ防止対策推進法制定の趣旨や福岡県や大刀洗町におけるいじめ防止基本方針を参考に、菊池小学校においても、いじめの未然予防・早期発見・早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「菊池小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめ等の問題への取組の一層の強化を図ります。

2 いじめの定義

この基本方針において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

3 いじめの未然予防・早期発見・早期対応に関する考え方

(1) いじめを生まない教育活動の推進（未然防止）

いじめを許さない強い心や友達を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる児童を育てるために、「人間関係力の育成」、「人権感覚、自己有用感の醸成」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の観点から教育活動を推進します。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

1 親切・思いやりの心を育てる道徳教育と人権教育の推進

- ① 道徳科を核とした学校の教育活動全体の中で、「親切・思いやり」「学校・集団生活の充実」を重点とし、道徳的実践力を育てる。
- ② 教育活動全体で、一人一人の人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」に一体となって取り組み、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てる。

2 人間関係力育成のためのソーシャル・スキル・トレーニングの実施

- ① ソーシャル・スキル・トレーニング（SEL-8S）による指導方法の工夫等を通して、児童の人間関係力の育成に資する。
- ② 全学年の教育課程にソーシャル・スキル・トレーニング（SEL-8S）の時間を年間2時間位置付けるとともに、児童会活動での取組を通して児童の人間関係力を育てる。

3 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 縦割り活動による児童集会・清掃活動・学校給食に積極的に取り組み、異学年の児童相互の人間関係力を育てる。
- ② 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科等で、友達や保護者、地域の人々と関わりをもたせる体験活動を積極的に行う。

4 基本的生活習慣の定着と規範意識の育成

- 菊池っ子のきまりの内容を全児童に説明し、進んで守れるよう指導の徹底を図る。

(2) いじめの早期発見の取組の充実

学校や教育委員会は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図っていきます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- 1 月1回の教師のいじめチェックリストの実施及び学校生活アンケート（含：いじめに特化した児童へのアンケート）の実施と教育相談週間の設定・実施
- 2 ブリーフミーティングの開催（必要に応じて）
- 3 月1回程度の清心慈愛園定例会の開催
- 4 年1回の保護者アンケートの実施
- 5 週1回の生徒指導事例研修の実施
- 6 毎朝の健康調べによる児童の観察、相談ポストの活用及び毎日の確認

(3) 早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応を行います。そのために、いじめに関する通報・相談のための体制の整備やいじめ・不登校防止対策委員会の設置による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力を高めるために職員研修の充実を図ります。

- 1 いじめが発覚した場合は、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- 2 校長は、いじめの報告を受けた場合、「いじめ・不登校防止対策委員会」を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア（養護教諭やSC、その他専門機関と連携）、加害児童等関係者の聞き取り等を行わせ、その後の対応方針（第1次～第3次対応までの見通し）を決定する。
- 3 いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- 4 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- 5 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

(4) 地域・家庭・関係機関との連携

いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築とともに、警察・児童相談所・医療機関、関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図るよう努めます。

- 1 「いじめ撲滅月間(6月・10月)」でのいじめチェックリストの配布
- 2 学校だより、学年・学級だより等による啓発
- 3 PTA総会、学校運営協議会等による啓発

4 菊池小学校いじめ・不登校防止対策委員会の設置

いじめ等があることが確認された場合は組織的な対応を行い、学校相互間の連携をはじめ、関係諸機関との連携を図っていきます。

【菊池小学校いじめ・不登校防止対策委員会】(平常時)

- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、人権・同和教育部主任、養護教諭、SC、SSW
- 定例委員会（4月：趣旨説明、3月：年間反省）
- 臨時委員会（いじめ事案が発生したとき：いじめ解決に向けた方と等の協議）

5 菊池小学校いじめ調査委員会の設置

重大事態が発生した場合は、速やかに菊池小学校いじめ・不登校防止対策委員会を母体としていじめ問題調査委員会を立ち上げ、事実関係を明確にするための調査を行い、迅速に対処し、大刀洗町長に報告します。

【菊池小学校いじめ問題調査委員会】(緊急時)

- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、人権・同和教育部主任、養護教諭、SC、SSW
町教育委員会（子ども課長、指導主事）、スクールサポーター、小郡警察署、児童相談所等
- 定例委員会（4月：趣旨説明、3月：年間反省）※上記のいじめ防止対策委員会と兼ねる
- 臨時委員会（いじめに関する重大事案が発生したとき：事実関係の調査と対応・報告等）